



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年9月26日月曜日 第344号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則及び愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）... 767

告 示

県統計調査の実施.....（県民生活課）... 774

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 774

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）... 775

農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）... 775

解除予定保安林.....（森林整備課）... 775

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....（港湾海岸課）... 775

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 776

落札者等の告示.....（会計課）... 776

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（東予地方局農村整備課、南予地方局農村整備課）... 776

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 777

公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 777

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第35号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則及び愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県税賦課徴収条例施行規則及び愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部を改正する規則

（愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（書類の様式）</p> <p>第1条 県の徴収金の賦課徴収について、次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによるものとする。ただし、電子情報処理組織により処理する事務に用いる書類で、これらの様式により難しいものについては、知事が別に定める様式によることができる。</p> <p>省略</p> | <p>（書類の様式）</p> <p>第1条 県の徴収金の賦課徴収について、次の___左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ___右欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>省略</p> |

第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

第12号様式（第1条関係）

（県民税額決定（変更）報告書）

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年度県民税額決定（変更）報告書

1 納税義務者数

| 区 分 | | 均等割のみ ① | 均等割及び 所得割 ② | 合計 ①+②=③ |
|-------------|------|------------|----------------|-------------|
| 納 税 義 務 者 数 | 普通徴収 | | | |
| | 特別徴収 | | | |
| | 計 | | | |

2 県民税及び市町村民税の額

| 区 分 | 県 民 税 | | 市 町 村 民 税 | | 合 計 | |
|-----------------|-------|------|-----------|------|------|------|
| | 普通徴収 | 特別徴収 | 普通徴収 | 特別徴収 | 普通徴収 | 特別徴収 |
| 均 等 割 | | | | | | |
| うち超過課税分 | | | | | | |
| 所 得 割 | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | |
| 退職所得の所得割 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 本年度課税における翌年度収入額 | / | | / | | / | |
| 前年度課税における本年度収入額 | | | | | | |
| 課 税 額 計 | | | | | | |
| 退職所得を除く課税額 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|--|--|--|---------------|--|--|
| 課 税 額 合 計 | | | | | | |
| | | | | あ ん 按分率 | | |

備考 「<sup>あ
ん</sup>按分率」欄は、この報告書を提出する月に県に払い込む県民税に係る徴収金の額の算定に適用した<sup>あ
ん</sup>按分率又は特定<sup>あ
ん</sup>按分率を記載すること。

第13号様式（第1条関係）
（県民税滞納状況報告書）

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年度県民税滞納状況報告書

| 区 分 | 県民税 滞納額 | 合計 件数 | 県民税滞納額の内訳 | | | | | | | | 市町村民税 滞納相当額 | |
|------------------|------------|----------|-----------|----|-------|----|-------|----|-----|----|----------------|--|
| | | | 徴収猶予額 | 件数 | 換価猶予額 | 件数 | 執行停止額 | 件数 | その他 | 件数 | | |
| 現 | 本 税 | | | | | | | | | | | |
| 年 課 税 分 | 加 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| | 算 不申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| | 金 重 加 算 金 | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | |
| 滞 | 本 税 | | | | | | | | | | | |
| 納 繰 越 分 | 加 過少申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| | 算 不申告加算金 | | | | | | | | | | | |
| | 金 重 加 算 金 | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | |
| | 按 分 率 | | | | | | | | | | | |

備考 件数は、普通徴収に係るものは1納税者、特別徴収に係るものは1特別徴収義務者を1件とすること。

(愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県資源循環促進税条例施行規則(平成18年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(書類の様式等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。<u>ただし、電子情報処理組織により処理する事務に用いる書類で、これらの様式により難しいものについては、知事が別に定める様式によることができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> </div> <p>2 省略</p> <p>様式第1号(第2条関係) 資源循環促進税特別徴収義務者登録申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) __</p> <p>省略</p> </div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>様式第3号(第2条関係) 資源循環促進税特別徴収義務者変更登録申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) __</p> <p>省略</p> </div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>様式第5号(第2条関係) 資源循環促進税徴収猶予申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) __</p> <p>省略</p> </div> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>様式第6号(第2条関係) 資源循環促進税徴収不能額等還付(納入義務免除)申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) __</p> <p>省略</p> </div> | <p>(書類の様式等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、____同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> </div> <p>2 省略</p> <p>様式第1号(第2条関係) 資源循環促進税特別徴収義務者登録申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟</p> <p>省略</p> </div> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>様式第3号(第2条関係) 資源循環促進税特別徴収義務者変更登録申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟</p> <p>省略</p> </div> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>様式第5号(第2条関係) 資源循環促進税徴収猶予申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟</p> <p>省略</p> </div> <p>注1 省略</p> <p><u>2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>様式第6号(第2条関係) 資源循環促進税徴収不能額等還付(納入義務免除)申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟</p> <p>省略</p> </div> |

注1・2 省略

3 省略

様式第7号(第2条関係) 資源循環促進税産業廃棄物搬入開始届出書

| | |
|-----|---|
| 省略 | |
| 事業者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) __ |
| 省略 | |

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第8号(第2条関係) 資源循環促進税産業廃棄物搬入変更届出書

| | |
|-----|---|
| 省略 | |
| 事業者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) __ |
| 省略 | |

注1・2 省略

3 省略

4 省略

様式第9号(第2条関係) 資源循環促進税不均一課税適用申請書

| | |
|-----|---|
| 省略 | |
| 申請者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) __ |
| 省略 | |

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第11号(第2条関係) 資源循環促進税減免申請書

| | |
|-----|---|
| 省略 | |
| 申請者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) __ |
| 省略 | |

注1 省略

2 省略

様式第13号(第3条関係) 資源循環促進税特別徴収義務消滅届出書

| | |
|---------|---|
| 省略 | |
| 特別徴収義務者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) __ |

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

4 省略

様式第7号(第2条関係) 資源循環促進税産業廃棄物搬入開始届出書

| | |
|-----|--|
| 省略 | |
| 事業者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟ |
| 省略 | |

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

4 省略

5 省略

様式第8号(第2条関係) 資源循環促進税産業廃棄物搬入変更届出書

| | |
|-----|--|
| 省略 | |
| 事業者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟ |
| 省略 | |

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

4 省略

5 省略

様式第9号(第2条関係) 資源循環促進税不均一課税適用申請書

| | |
|-----|--|
| 省略 | |
| 申請者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟ |
| 省略 | |

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

4 省略

様式第11号(第2条関係) 資源循環促進税減免申請書

| | |
|-----|--|
| 省略 | |
| 申請者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟ |
| 省略 | |

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

様式第13号(第3条関係) 資源循環促進税特別徴収義務消滅届出書

| | |
|---------|--|
| 省略 | |
| 特別徴収義務者 | 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟ |

省略

注1 省略

2 省略

様式第14号(第7条関係) 資源循環促進税特別徴収義務者証再交付申請書

省略
申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略

注1 省略

2 省略

3 省略

省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第14号(第7条関係) 資源循環促進税特別徴収義務者証再交付申請書

省略
申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
省略

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

2 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content includes application form details and rule amendments.

(愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(令和4年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。
附則第3項の表を次のように改める。

Table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content includes application form details and rule amendments.

(50) 省略
 (51) 省略
 (52) 省略
 (53) 省略
 (54) 省略
 (55) 省略
 (56) 省略
 (57) 省略
 (58) 省略
 (59) 省略
 (60) 省略
 (61) 省略
 (62) 省略
 (63) 省略
 (64) 省略
 (65) 省略
 (66) 省略
 (67) 省略
 (68) 省略
 (69) 省略
 (70) 省略
 (71) 省略
 (72) 省略

号
 (51) 省略
 (52) 省略
 (53) 省略
 (54) 省略
 (55) 省略
 (56) 省略
 (57) 省略
 (58) 省略
 (59) 省略
 (60) 省略
 (61) 省略
 (62) 省略
 (63) 省略
 (64) 省略
 (65) 省略
 (66) 省略
 (67) 省略
 (68) 省略
 (69) 省略
 (70) 省略
 (71) 省略
 (72) 省略
 (73) 省略

告 示

○愛媛県告示第985号

令和4年度愛媛県消費行動実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

消費生活や消費者教育等に対する県民の意識、要望等を把握し、「愛媛県消費者基本計画（仮称）」の策定や効果的な消費者施策を推進する上での基礎資料とする。

2 調査対象の範囲

- (1) 消費者調査票：18歳以上の男女
- (2) 学校調査票：学校教育法規定の全学校種
- (3) 事業者調査票：平成28年経済センサス活動調査において従業員300人以上の大規模事業所又は中小企業基本法による中小企業及び小規模事業企業に該当しない大規模事業者

3 報告を求める事項

- (1) 消費者調査票：コロナ禍での消費に関する変化、デジタル化

の進展に伴う消費の変化、消費者教育に関すること、相談機関の認知度、消費者トラブルの経験について、SDGsの実現やおもいやり消費に関する消費行動

- (2) 学校調査票：消費者教育の実施状況、社会情勢の変化に対応した消費者教育の取組
- (3) 事業者調査票：消費者志向経営の取組状況、持続可能な社会の実現に向けた取組の状況、消費者教育の取組状況

4 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

令和4年9月1日現在

5 報告を求める者

- (1) 消費者調査票：約2,000人
- (2) 学校調査票：約700校
- (3) 事業者調査票：約100事業者

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 消費者調査票：オンライン調査による自計方式
- (2) 学校調査票：郵送調査による自計方式
- (3) 事業者調査票：郵送調査による自計方式

7 報告を求める期間

令和4年9月29日から10月14日までの間

○愛媛県告示第986号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | | | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|------------------|-----------------|-------------|---------------|-------------|---------------|----------|
| | | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| ドラッグセイムス松山インター薬局 | 松山市北土居2丁目14番20号 | 株式会社西日本セイムス | 宇和島市和霊町1211番地 | 代表取締役 谷 康 浩 | 精神通院医療(薬局) | 令和4年9月1日 |
| おぐに薬局桜井店 | 今治市桜井2丁目5番34号 | 株式会社おぐに | 松山市北久米町249番地 | 代表取締役 三 浦 稔 | 精神通院医療(薬局) | 令和4年9月1日 |

○愛媛県告示第987号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村時広

| 指定訪問看護事業者等 | | | 訪問看護ステーション | | | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|----------------------------|-------------------|---------------|------------------------|-------------------|--------|---------------|-------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 名 称 | 所 在 地 | | | |
| 株式会社 AMBER MAST | 松山市衣山5丁目815-2 | 代表取締役 福 西 裕 史 | 訪問看護ステーションあかりば | 松山市朝生田町4丁目10-30 | 精神通院医療 | 令和4年8月1日 | |
| 株式会社訪問看護リハビリステーション you too | 上浮穴郡久万高原町久万261番地2 | 代表取締役 吉 岡 美 鈴 | 訪問看護リハビリステーション you too | 上浮穴郡久万高原町久万261番地2 | 精神通院医療 | 令和4年9月1日 | |

○愛媛県告示第988号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称 | 所 在 地 | | 担当する医療の種類 | 変 更 年月日 |
|------------------|---------------------------|-------------|-----------|-----------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 | | |
| ぐんちゅう絆訪問看護ステーション | 伊予市米湊600番地1 フォルテkiido203号 | 八幡浜市1211番地1 | 精神通院医療 | 平成30年4月1日 |

○愛媛県告示第989号

令和4年9月7日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|--------------|---------|----------------------------|-------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 所在及び地番 | 面積(㎡) |
| 佐々木 隆 史 | 愛媛県宇和島市 | 愛媛県西予市明浜町 俄津3番 耕地973番 ほか2筆 | 6,325 |

2 認可年月日

令和4年9月13日

○愛媛県告示第990号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
宇和島市津島町山財2677の3、2678の2
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第991号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

令和4年9月26日

伯方港港湾管理者 愛媛県

代表者 知事 中村時広

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
代表者 知事 中村時広
愛媛県松山市岩崎町一丁目7番地7号
- 埋立区域
 - 位置
愛媛県今治市伯方町木浦字久留米木乙164番1地先から同字西須ノ頭甲535番15地先の公有水面
 - 区域
次の点から点までを順次直線を結ぶ春分秋分の満潮位(C・D・L.+3.80メートル)における公有水面と陸地との接する線により囲まれた区域
基点(伯方港東防波堤灯台)は、北緯34度12分19秒7、東経133度07分19秒1の地点

の地点は、基点から真北39度29分48秒、378.66メートルの地点

の地点は、の地点から真北100度04分03秒、26.97メートルの地点

の地点は、の地点から真北190度04分04秒、29.53メートルの地点

の地点は、の地点から真北99度56分59秒、3.59メートルの地点

の地点は、の地点から真北190度15分02秒、200.00メートルの地点

の地点は、の地点から真北280度16分33秒、0.88メートルの地点

の地点は、の地点から真北190度22分41秒、17.64メートルの地点

の地点は、の地点から真北280度13分58秒、9.03メートルの地点

の地点は、の地点から真北190度15分49秒、0.87メートルの地点

の地点は、の地点から真北280度00分38秒、2.53メートルの地点

(3) 面積

7,336.43平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年2月15日 愛媛県指令12港第599号

4 しゅん功認可年月日

令和4年9月26日

○愛媛県告示第992号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村時広

西の土居A地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 字 | 地 番 | 標 柱 |
|------|----|------|-------|----------------|
| 新居浜市 | 金子 | 御茶屋谷 | 丙29番1 | 1号 |
| | | | 丙30番1 | 2号、3号 |
| | | | 丙33番 | 4号、5号、7号、8号、9号 |
| | | | 乙511番 | 6号 |
| | | | 丙34番1 | 10号 |
| | | | 乙506番 | 11号、12号 |

○愛媛県告示第993号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|-----------------|-------------------------------|-----------|----------------------------------|-------------|---------------|-----------|
| 水稻栽培総合実証機器一式 | 愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和4年9月13日 | 今治ヤンマー株式会社 愛媛県今治市恵美須町二丁目8番地の3 | 24,794,000円 | 一般競争入札 | 令和4年7月29日 |

○愛媛県告示第994号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年9月26日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

就任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|--------------|
| 理事 | 柳瀬豊明 | 西条市壬生川554番地3 |
| " | 古田昭和 | 西条市新田178番地2 |
| " | 曾我部恒夫 | 西条市新田201番地 |
| " | 柳瀬均 | 西条市壬生川448番地1 |
| " | 柳瀬好市 | 西条市新田218番地 |
| 監事 | 曾我部修三 | 西条市新田204番地2 |
| " | 柳瀬寿秀 | 西条市壬生川557番地3 |

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|--------------|
| 理事 | 河内萬次 | 西条市新田213番地 |
| " | 曾我部恒夫 | 西条市新田201番地 |
| " | 柳瀬豊明 | 西条市壬生川554番地3 |
| " | 稲井重弘 | 西条市新田551番地 |
| " | 古田昭和 | 西条市新田178番地2 |
| 監事 | 柳瀬幸蔵 | 西条市新田230番地 |
| " | 柳瀬幹夫 | 西条市新田224番地 |

○愛媛県告示第995号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、五十崎土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年9月26日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------------|
| 理 事 | 山 岡 駿 | 喜多郡内子町五十崎甲1103番地 |
| " | 西 田 一 朗 | 喜多郡内子町五十崎甲1223番地 1 |
| " | 仲 田 誠 顯 | 喜多郡内子町五十崎甲432番地 |
| " | 富 田 勝 也 | 喜多郡内子町大久喜甲475番地 |
| " | 井 口 勇 | 喜多郡内子町平岡甲427番地 |
| " | 井 上 一 雄 | 喜多郡内子町平岡甲1848番地 |
| " | 宮 岡 守 | 喜多郡内子町平岡甲946番地 |
| " | 森 敬 造 | 喜多郡内子町平岡甲872番地 |
| " | 上 石 幸 一 | 喜多郡内子町宿間甲68番地 1 |
| " | 上 田 近 | 喜多郡内子町宿間甲123番地 |
| 監 事 | 高 橋 賢 次 | 喜多郡内子町五十崎甲1245番地 |
| " | 松 森 浩 志 | 喜多郡内子町平岡甲1620番地 |
| " | 力 石 忠 | 喜多郡内子町宿間甲267番地の 1 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 | 森 脇 光 晴 | 喜多郡内子町五十崎甲1820番地 |
| " | 栗 田 謙 一 | 喜多郡内子町五十崎甲1151番地 |
| " | 仲 田 誠 顯 | 喜多郡内子町五十崎甲432番地 |
| " | 富 田 勝 也 | 喜多郡内子町大久喜甲475番地 |
| " | 井 口 勇 | 喜多郡内子町平岡甲427番地 |
| " | 井 上 一 雄 | 喜多郡内子町平岡甲1848番地 |
| " | 宮 岡 廣 行 | 喜多郡内子町平岡甲908番地 |
| " | 前 田 安 正 | 喜多郡内子町平岡甲708番地 |
| " | 山 本 信 幸 | 喜多郡内子町宿間甲241番地 |
| " | 上 石 悟 之 | 喜多郡内子町宿間甲230番地 |
| 監 事 | 土 居 正 | 喜多郡内子町五十崎甲749番地 |
| " | 西 岡 好 生 | 喜多郡内子町平岡甲621番地の 2 |
| " | 泉 新 一 | 喜多郡内子町宿間甲337番地 |

○愛媛県告示第996号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年9月26日

愛媛県知事 中村 時 広

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取消しの原因となった事実 |
|----------------|---------------|-------------|-------|--------------|---------------|-----------------------|--------------|
| (般 - 29)第8427号 | 平成29年 9月3日 | インテリアショップ神南 | 平井 康孝 | 喜多郡内子町内子2702 | 令和4年 8月22日 | 内装仕上工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 1)第16544号 | 令和元年 8月21日 | 丸山建築 | 丸山 壽 | 大洲市市木797 - 3 | 令和4年 8月31日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年9月26日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入 札 公 告 日 |
|----------------------------------|---|-----------|---|------------|---------------|-----------|
| 全身用X線CT診断装置 1式 (月額賃借料/県立中央病院) | 愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F | 令和4年8月25日 | キヤノンメディカルファイナンス(株) 東京都中央区日本橋人形町二丁目14番10号 | 4,210,800円 | 一般競争入札 | 令和4年7月12日 |